

# 齒科保健課

## 5. 医療従事者の養成について

- (1) 医師等医療関係職種の国家試験については、各職種の更なる質の向上を図る観点から、適宜、試験の改善を図り、その実施に努めているところである。

また、平成21年の国家試験は、別添資料Ⅱのとおり実施したところであり、合格発表後の免許申請手続に当たっては、引き続き適切な実施方をお願いする。

- (2) 当課で所管する各医療関係職種の養成所については、近年、理学療法士、作業療法士等の新設校が急増している状況にあるが、今後は新設校のみならず既存校においてもその質の確保が重要となっていることから、各養成所の年次報告書等を踏まえ、各地方厚生局を中心として必要に応じ適宜個別に指導を行っていく予定である。

## 6. あはき無資格者の取締り等について

あん摩、マッサージ又は指圧について、無資格者が業として行っているとの情報が当課に多く寄せられているところである。

このため、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あはき法」という。）第1条により、免許を有さない者については、あん摩、マッサージ又は指圧を業とすることはできないこととなっていることについて、周知・啓発を図られたい。

また、免許を受けないであん摩、マッサージ又は指圧を業とする者の取扱いについては、「免許を受けないであん摩、マッサージ又は指圧を業とする者の取締りについて」（昭和39年11月18日付け医発第1379号）において示している趣旨を踏まえ、保健所等関係機関とも連携し、その徹底を図られたい。

さらに、あはき法第1条のあん摩、マッサージ又は指圧が行われていない施設において「マッサージ」等と広告することについては、同施設においてあん摩マッサージ指圧が行われていると一般人が誤認するおそれがあり、公衆衛生上も看過できないものであるので、各都道府県におかれても、このような広告を行わないよう指導方お願いする。

（関連のホームページ）

無資格者によるあん摩マッサージ指圧業等の防止について

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/061115-1.html>

## 1. 歯科保健医療対策について

厚生労働省では、生涯を通じた歯科保健活動を推進していくため、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした8020（ハチマル・ニイマル）運動を進めているところである。

各都道府県等におかれても、本運動の一層の推進にご尽力をお願いする。

なお、厚生労働省としては、歯科保健医療対策として以下の取組を行っている。

### (1) 8020運動の推進について

8020運動の積極的な全国展開を図るため、地域における8020運動に対する普及啓発を行うとともに、本運動の一層の推進と歯科保健の円滑な推進体制の整備を目的に「8020運動推進特別事業」を実施しているが、平成21年度予算案においても、医療提供体制推進事業の一つとして、引き続き予算計上している。各都道府県において歯科保健対策を推進するに当たり、市町村等との連携を図り、地域の実状を踏まえた創意工夫による積極的な取り組みをお願いする。

### (2) 平成21年度歯科保健医療対策事業について

① 在宅高齢者の歯科保健医療対策を実施していく観点から、

② 在宅歯科医療、口腔ケア等に専門性をもつ歯科医師及び歯科衛生士を養成するための「歯の健康力推進歯科医師等養成講習会」（団体向け委託事業）

② ①の講習会を受講した歯科医師を対象として、在宅歯科診療を実施する医療機関に対し在宅歯科医療機器設備を整備する「在宅歯科診療設備整備事業」（都道府県向け補助事業）

② 歯科医療の安全の確保を効率的に推進し、より安全で安心な歯科医療提供体制を整備する「歯科医療安全管理体制推進特別事業」（都道府県向け補助事業）

を引き続き予算計上したことから、各都道府県においてはこれらの事業が効果的に実施できるよう努められたい。

### (3) へき地等歯科保健医療対策について

へき地等における歯科医療対策として、歯科巡回診療運営事業や過疎地域における歯科診療所の整備事業に対する助成について、平成21年度予算案においても引き続き計上しているところである。

各都道府県においてはこれらの事業が効果的に実施できるよ

う努められたい。

(4) 食育推進に向けた取組について

平成 17 年 6 月の食育基本法の公布を受け、内閣府を始めとする関係機関において、食育に関する様々な取組が行われているところであるが、今般、歯科保健の立場から食育を推進していくため、平成 20 年 12 月に「歯科保健と食育の在り方に関する検討会」を設置し、議論を重ねているところである。

(5) 歯科保健関係行事について

平成 21 年度の行事予定は以下のとおりであるので、各都道府県におかれても歯科衛生思想の普及啓発や地域における歯科保健事業の積極的な実施をお願いする。

(ア) 6 月 4 日～10 日を「歯の衛生週間」とする。

(イ) 第 30 回全国歯科保健大会を 11 月 21 日(土)に高知県で開催予定。

(6) 保健所等に勤務する歯科医師及び歯科衛生士について

成人歯科保健や母子歯科保健の充実に伴い、歯科医師及び歯科衛生士の従事者数は増加してきているものの、歯科保健対策の推進のためにはまだ不十分であり、今後とも適正配置にご尽力をお願いする。特に、現在未配置の県にあっては努力していただくようお願いする。

(7) 歯科衛生士の修業年限等の改正について

歯科衛生士の資質向上の観点から、歯科衛生士の養成課程における修業年限等の指定基準を改正する「歯科衛生士学校養成所指定規則の一部を改正する省令」が、平成 17 年 4 月 1 日より施行され、あわせて、歯科衛生士学校養成所指導要領が示されたところである。修業年限については、平成 22 年 3 月末までに移行することとなっていることから、都道府県においては、関係機関に対し周知徹底を図るとともに、円滑な移行について引き続き、ご指導方よろしくお願いする。

(8) 歯科医師の医科麻酔科研修ガイドラインの改訂について

歯科医師の医科麻酔科における研修は、「歯科医師による医科麻酔科研修のガイドラインについて」(平成 14 年 7 月 10 日、医政局医事課長・歯科保健課長連名通知)に則り実施されてきたが、より適切に研修を実施する観点から、厚生労働科学研究特別研究事業「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン改訂に関する研究」班

(主任研究者 一戸達也 東京歯科大学教授) の報告に基づき、当該ガイドラインの改訂を行ったところである。

改訂後のガイドラインは、平成 20 年 6 月 9 日付け医政局医事課長・歯科保健課長連名により通知したところであるが、平成 21 年 4 月からの運用となっていることから、各都道府県においては、関係機関に周知するなど歯科医師の医科麻酔研修の充実について引き続きご協力をお願いする。

#### (9) いわゆる海外歯科技工物について

インターネットの普及等により、歯科医師が国外で作成された歯科補てつ物等を輸入し患者に提供する事例が散見されることから、その取り扱いについては、「国外で作成された補てつ物等の取り扱いについて」(平成 17 年 9 月 8 日医政歯発第 0908001 号)により、通知したところであるが、第 165 回臨時国会において、本件に関する質問主意書が提出され、答弁書を提出しているため、業務の参考にされるとともに、関係者に周知されたい。

(質問主意書)

第 165 回国会 (臨時国会)

提出番号 5、19

[http://www.sangiin.go.jp/japanese/frameset/fset\\_c03\\_01.htm](http://www.sangiin.go.jp/japanese/frameset/fset_c03_01.htm)

#### (10) 歯周炎治療の容器使い回し防止について

平成 20 年 7 月に歯科用抗生物質製剤(歯周炎治療薬)の不適切な使用実態(使い切り製品の複数患者への使用)が報道されたことを受け、メーカー 2 社から適正使用に関する文書により注意喚起が図られている旨、情報提供を受けており、各都道府県においてもご了知願いたい。

## 2. 歯科医師臨床研修について

### (1) 歯科医師臨床研修を巡る状況

平成 19 年 1 月に設置された歯科医師臨床研修推進検討会において、歯科医師臨床研修制度のさらなる円滑な推進と、歯科医師の一層の資質向上の観点から、歯科医師臨床研修に係る諸課題(臨床研修施設群方式の推進方策、研修管理委員会の役割等)について検討が重ねられ、平成 20 年 12 月に報告書が公表されたところである。

(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/12/h1222-1.html>)

医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修部会においては、当該報告書を踏まえ、歯科医師臨床研修の改正事項について意見書を

とりまとめたところである。今後は、当該意見書に基づき、平成 21 年中を目途に、歯科医師臨床研修に関する関係法令の改正を行うこととしている。

なお、地域歯科保健医療について研修することは極めて重要な事項であることから、貴管下の保健所等に研修協力施設等への登録依頼があった場合には、平成 17 年 8 月 11 日付け医政局歯科保健課長通知でも依頼しているところであるが、引き続きご協力をお願いする。

募集定員が少数である病院歯科等の臨床研修施設において欠員等で歯科医師臨床研修の実施に支障を来さないよう、平成 21 年 2 月 2 日付け医政局歯科保健課事務連絡を送付しており、各臨床研修施設で欠員補充が必要な場合は適切に対応されるよう、貴管下の都道府県立病院等に周知をお願いする。

## (2) 歯科医師臨床研修に係る予算

平成 21 年度予算案における歯科医師臨床研修費は約 31 億円（新規計上の臨床研修支援事業約 3 億円を含む）である。

臨床研修支援事業（新規）の補助対象施設は、歯科医師臨床研修を行う公私立大学歯学部附属病院であり、今後臨床研修を受ける予定である歯科医師国家試験の受験資格を持つ者（以下「支援対象者」という。）を現に受け入れる施設としている。事業内容としては、支援対象者に対する技術修練の支援や進路相談等の支援を行うこととしている。

各都道府県におかれては、歯科医師臨床研修の円滑かつ着実な実施に向けて引き続き格段のご協力をお願いする。

## (3) 歯科医師臨床研修を修了した旨の歯科医籍への登録

歯科医師臨床研修を修了した場合、歯科医師本人の申請に基づき修了した旨が歯科医籍へ登録されることとなる。

臨床研修修了登録証交付申請書（書換、再交付申請書も含む）については、歯科医師免許申請とは異なり、保健所を通さずに管轄する地方厚生局を経由して厚生労働省医政局歯科保健課に送付することとなっている。

各都道府県においても歯科医籍への登録の申請を速やかに行うよう、臨床研修施設を通じて、周知を図っていただきたい（平成 19 年 2 月 23 日付け医政局歯科保健課長通知参照）。

## (4) 歯科医師臨床研修における修了等の基準について

都道府県立病院等における歯科医師臨床研修修了認定等に当たり、「歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省

令の施行について」(平成 17 年 6 月 28 日付け医政局長通知：平成 19 年 2 月 23 日一部改正)を参照するようにお願いします。なお、疑義の生じた際には管轄する地方厚生局に相談・照会されたい。

(5)臨床研修施設及び研修歯科医に対するアンケート調査について  
平成 18 年度より、歯科医師臨床研修制度に関して臨床の現場における研修関係者の現状や対応状況について把握し、より良い制度改善を目指すことを目的として、厚生労働科学研究「新歯科医師臨床研修制度の評価に関する調査研究」(主任研究者 俣木志朗東京医科歯科大学教授)が行われている。都道府県立病院等においても、引き続き本研究で行われるアンケート調査へのご協力をお願いします。

### 3. 新規参入歯科医師数の削減について

#### (1)経緯

- ・歯学部は昭和 45 年(17 校、入学定員 1,460 人)から 56 年(29 校、3,380 人)にかけて急増したため、昭和 61 年「将来の歯科医師需給に関する検討委員会」(厚生省)が 20%削減を提言。
- ・私立歯科大学協会の協力等で平成 6 年までに削減率 19.7%(666 人減)。
- ・平成 10 年、厚生省の同様の検討会が入学定員の削減と歯科医師国家試験の見直しにより、新規参入歯科医師の 10%程度抑制を提言。以降、一部の大学が募集人員を削減(1.7%(47 人))。
- ・平成 20 年度の募集人員は 2,657 人と最大時に比べ、723 人、21.4%削減。
  
- ・国家試験については、平成 16 年試験から合否基準を見直し、従前 90%程度前後であった合格率は直近では 74~80%程度に低下。
- ・合格者数は、昭和 61 年前後 3 年間の平均 3,252 名が、直近 3 年間では、平均 2,439 名と 813 名(25%)減少。
  
- ・上記施策により、一定の成果をみたが、医師確保策の議論が進む中で、歯科医師需給についてさらなる検討の必要性が浮き彫りとなる。

#### (2)文部科学大臣と厚生労働大臣による確認書

平成 18 年 8 月 31 日、両大臣が下記の内容の確認書に署名。

## 記

歯科医師については、以下のとおり、養成数の削減等に一層取り組む。

- ① 歯学部定員については、各大学に対してさらに一層の定員減を要請する。
- ② 歯科医師国家試験の合格基準を引き上げる。

### (3) 新規参入歯科医師数削減の今後の方針

確認書の①については、文部科学省が、

- ・再三にわたり、定員削減を要請
- ・平成20年8月、歯科医師養成課程を有する私立大学が、歯科医師養成課程の入学定員を平成10年度比で10%を超えて削減する場合には、教育上支障のない範囲で、当該削減数を医師養成課程に係る入学定員に加えることを認める通知が出された。

・「歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」において入学定員の問題も含めて検討され、本年1月30日に第1次報告が公表されたところ。

確認書の②については、厚生労働省が、

- ・平成19年12月に歯科医師国家試験改善検討部会報告書をまとめ、平成20年度に歯科医師国家試験出題基準を改定しているところである。平成22年実施の試験より新しい合格基準が運用される見込みである。

## 4. 歯科技工士試験について

歯科技工士試験の実施については、歯科技工士養成所の所在する都道府県で実施いただいているが、問題作成については、平成20年4月30日付け医政局歯科保健課長通知において、試験問題に関しては、複数の自治体において問題を共同で作成し、これらの試験問題を共通で出題しても差し支えない旨を周知したところである。各都道府県においては、引き続き歯科技工士試験の実施に関してご協力賜るようお願いする。